

## 松山城集客促進事業業務委託 仕様書

〔1〕 委託業務名 松山城集客促進事業業務委託

〔2〕 目的

松山城を軸に集客促進を図るため、松山城及びその周辺エリアを舞台に回遊型の企画・展示・演出などの魅力創出を行うとともに、集客を図るための県内外に向けたプロモーションを実施する。  
本業務を実施することにより、松山城への興味喚起・来城者の満足度の向上および来城者数の増加を図るとともに、SNSやメディアを活用した情報発信を通じて、松山城の魅力が全国へ広がっていくことを目指す。

〔3〕 履行期間 契約締結日 ～ 令和5年3月31日まで

〔4〕 履行場所 市長が指定する場所

〔5〕 業務概要

松山城を軸に集客促進を図るため、松山城を舞台に回遊型の企画・展示・演出などの魅力創出を行うとともに、集客を図るための県内外に向けたプロモーションを実施する。企画・実施にあたっては、ターゲットとなる世代や属性を明らかにし、松山城への集客につながるよう留意すること。

〔6〕 業務項目

1. 事業の開催概要

- (1) 開催場所 松山城全体（天守含む）  
※松山城山ロープウェイ東雲口駅舎、二之丸史跡庭園を含む提案も可能とする。  
※松山城全体の集客を促進するため、商店街等周辺エリアを含む提案も可能とする。
- (2) 開催期間 令和5年1月上旬～3月中旬の間で、8週間以上を想定している。  
※開催時期や期間についても、企画提案すること。  
※集客を図ることが目的のため、長期にわたる開催が望ましい。
- (3) 開催時間 松山城・ロープウェイの営業時間は以下のとおりである。  
本事業の開催時間も下記営業時間に合わせること。（夜間は実施しない。）

	12月～1月	2月～3月
松山城天守	9:00～16:30	9:00～17:00
ロープウェイ	8:30～17:00	8:30～17:30
二之丸史跡庭園	9:00～16:30	9:00～17:00

## 2. 事業の骨子／考え方

- (1) 企画・演出について、今ある松山城の価値に加えて、新しい価値を加えることで、歴史的建造物としての魅力以外の新たな切り口で誘客に取り組むこととする。
- (2) ロープウェイの利用から松山城天守入場へ誘導するための仕掛け（動線づくり）を行う。
- (3) 集客数等の目標数値を設定し、アンケート等の手法により、定量的・定性的な事業効果を測定し、検証結果を報告する。
- (4) 展示物を設置する場合は、展示物の大きさや使用する素材等は景観・美観に配慮したものとする。
- (5) 本企画の参加料や観覧は無料にて実施する。天守・二之丸史跡庭園・ロープウェイ利用については、通常通りの料金とする。

## 3. 業務内容

### (1) 松山城の魅力創出企画の実施

松山城を舞台に回遊型の企画・展示・演出などの魅力創出を行う。

- ①本企画の具体的内容の立案（実施計画および会場演出等）
- ②会場計画・設営（導線設計、会場サイン看板、イベントに要する設備）及び撤去
- ③オープニングイベント等の実施

本事業のスタートを広くメディアを通じて周知するため、オープニングイベントを実施するなど、メディア取材の機会を設ける。

### (2) 県内外に向けたプロモーションの実施

松山城への集客を図るための県内外に向けたプロモーションを実施する。

- ①媒体を活用したプロモーションや Instagram 等の SNS を活用したプロモーション等の立案、実施計画の作成

※SNS を活用したプロモーションを実施するにあたり、松山市が運用している以下のアカウントを活用することも可能とする。

- ・Facebook 「四国松山 せとうち松山」
- ・Instagram 「四国松山 せとうち松山」@matsutyama\_sightseeing

- ②ポスター・チラシの作成

- ・ポスター：A2サイズ 1,000 部
  - ・チラシ：部数 100,000 部 体裁A3サイズ二つ折り ※40 部ごとに合紙（間紙）を挿入
- ※イベント周知のため、上記以外の追加制作物の提案は可能とする。

- ③市立小中学校・宿泊施設等へのポスター・チラシ配送

下記（ア）～（ウ）にポスター・チラシを配送し、イベントを周知する。なお、具体的な配送先や配送数は受託者が提案の上、松山市と協議し決定するものとし、配送の際は松山市の依頼文書を同封すること。

#### （ア）市立小中学校

【注意事項】松山市教育委員会（松山市役所第4別館）の各校配送ボックスに納品する。  
また、チラシ40枚ごとに間紙を挿入し、学校ごとに梱包すること。

【参 考】R3実績：小学校53校、中学校29校、チラシ約27,000枚

#### （イ）市内宿泊施設

【参 考】R3実績：82か所、チラシ約16,000枚、ポスター約250枚

(ウ) その他(県内JR各駅、道の駅、商店街、観光案内所、主要観光施設等)

【参 考】R3実績：148か所、チラシ約30,500枚、ポスター約400枚

(3) 受託者が提案する効果的な企画(独自提案)

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。

ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

(4) 事業効果の分析

本事業による集客目標を事前に設定したうえで、事業実施の際に集客者数など効果測定を行う。

事業実施後、本業務での事業効果を分析し、報告すること。

#### **4. 提案(企画提案書記載)事項**

企画提案書には、以下の項目を掲載すること。

また、企画内容を説明するために、市場分析・現状分析など項目以外の内容の掲載も可能とする。

(1) 事業コンセプト、イベントタイトル案

(2) 事業の実施企画

①松山城の魅力創出企画

②県内外に向けたプロモーション

③受託者が提案する効果的な企画(独自提案)

④事業効果の分析

(3) 実施スケジュール

松山市が緊急事態宣言の対象地域となった場合や、愛媛県が指定するまん延防止等重点措置の対象地域となった場合、および愛媛県が示す警戒レベル等に基づき本市が決定した場合等は本イベントを中止することがあるため、各種キャンセル料が発生する時期を合わせて示すこと。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策(安全対策等)

#### **[7] その他運営上の要件**

##### **1. 事業方針**

ターゲットとなる世代や属性を明らかにしたうえで、実施期間中の集客増を目指し、松山城を舞台にした企画・展示・演出などの魅力創出を行うとともに、集客を図るための県内外に向けたプロモーションを実施すること。

##### **2. 実施体制**

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

##### **3. 年間の事業実施スケジュール(事業計画書)の作成**

契約締結後、年間の事業実施スケジュール(事業計画書)を作成し、提出すること。

##### **4. 事業実績報告書の作成**

事業実施後において、事業実績報告書を作成し、提出すること。

##### **5. 本市事業との連動**

松山市の観光事業と相乗効果をもたらすよう連携を図ること。

##### **6. 第三者が権利を有する素材の活用**

業務を実施するにあたり、第三者が権利を保有する素材(タレント等の著名人、音楽など)の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の調整等、その他付随する業務全般を実施すること。

## 7. 定期ミーティングの実施

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に松山市と連携を図り、情報共有しながら適切な業務が遂行されるよう、原則松山市役所において定期ミーティングを行う。

## 8. 企画提案内容の実施について

本プロポーザルは、業務を共に進める相手方を特定するために実施しており、企画提案内容の実施については、松山市や松山城の指定管理者と協議し、企画詳細の検討を行う。

## 〔8〕 成果品

### 1. 製作物

- ・ポスター：A2サイズ1,000部
  - ・チラシ：部数100,000部 体裁A3サイズ二つ折り
- ※上記のうち、受託者が直接配送する分を除く残数を納品すること。

### 2. 事業実績報告書

- 〈内 容〉 本委託業務により実施した活動実績
- 〈数 量〉 印刷物2部および電子データ

### 3. 業務完了報告書

- 〈内 容〉 松山市指定様式

## 〔9〕 契約に関する条件等

### 1. 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、松山市の承諾を得たときは、この限りではない。

### 2. 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに松山市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作権人行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (4) (1)の規定に関わらず、成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合において、受託者と当該権利保有者との契約内容により、成果品を業務期間終了後も期間・態様の制限なく利用することが難しい場合は、双方協議のうえ、成果品の利用期間及び態様の限定を行うものとする。

### 3. 業務の履行に関する措置

松山市は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に松山市に書面で通知しなければならない。

### 4. 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、

契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### **5. 個人情報の保護**

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、松山市個人情報保護条例を遵守すること。

#### **6. 損害賠償責任**

受託者は、本業務の実施に関し故意または過失により本市又は第三者に損害を及ぼしたきは受託者がその賠償額を負担する。ただし、損害の原因が不可抗力によるものと認められた場合は双方協議のうえ決定する。

#### **7. 仕様変更**

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ松山市と協議のうえ、承認を得ること。